

改正前後の条項対応表

※規定内容に係る変更がない部分については網掛け

規定の内容	旧独占禁止法	新独占禁止法	
市場占有率の定義	第7条の2第3項	第2条の2	第1項
子会社等の定義	第7条の2第13項及び第14項	第2条の2	第2項
完全子会社等の定義	新 設	第2条の2	第3項
供給子会社等の定義	新 設	第2条の2	第4項
違反供給子会社等の定義	新 設	第2条の2	第5項
非違反供給子会社等の定義	新 設	第2条の2	第6項
特定非違反供給子会社等の定義	新 設	第2条の2	第7項
購入子会社等の定義	新 設	第2条の2	第8項
違反購入子会社等の定義	新 設	第2条の2	第9項
非違反購入子会社等の定義	新 設	第2条の2	第10項
特定非違反購入子会社等の定義	新 設	第2条の2	第11項
事前通知の定義	第7条の2第6項	第2条の2	第12項
実行期間の定義	第7条の2第1項	第2条の2	第13項
違反行為期間の定義	第7条の2第4項	第2条の2	第14項
調査開始日の定義	第7条の2第6項	第2条の2	第15項
不当な取引制限に係る課徴金	第7条の2第1項	第7条の2	第1項
中小企業者の算定率	第7条の2第5項	第7条の2	第2項
算定基礎の推計規定	新 設	第7条の2	第3項
繰り返し違反	第7条の2第7項	第7条の3	第1項
主導的役割	第7条の2第8項	第7条の3	第2項
繰り返し違反及び主導的役割	第7条の2第9項	第7条の3	第3項
調査開始日前の最初の報告等事業者に対する課徴金の免除	第7条の2第10項	第7条の4	第1項
調査開始日前の2番目以下の報告等事業者に対する課徴金の減算	第7条の2第11項	第7条の4	第2項
調査開始日以後の報告等事業者に対する課徴金の減算	第7条の2第12項	第7条の4	第3項
同一企業グループ内の複数の事業者による課徴金減免共同申請	第7条の2第13項	第7条の4	第4項
減免報告の受領通知	第7条の2第15項	第7条の4	第5項
追加報告要求	第7条の2第16項	第7条の4	第6項
全免の通知	第7条の2第18項	第7条の4	第7項
協力減算合意	新 設	第7条の5	第1項
上限及び下限についての合意	新 設	第7条の5	第2項
協力減算合意をした報告等事業者に対する課徴金の減算	新 設	第7条の5	第3項
協力減算合意内容書面の作成	新 設	第7条の5	第4項

規定の内容	旧独占禁止法	新独占禁止法	
協力減算合意内容書面の作成（上限及び下限を画する方法により割合を定めたとき）	新 設	第 7 条の 5	第 5 項
協議における説明	新 設	第 7 条の 5	第 6 項
合意不成立の場合の証拠の取扱い	新 設	第 7 条の 5	第 7 項
協議手続	新 設	第 7 条の 5	第 8 項
特定代理人の選任	新 設	第 7 条の 5	第 9 項
特定代理人の選任に係る教示	新 設	第 7 条の 5	第 1 0 項
特定代理人の選任に係る読替え適用	新 設	第 7 条の 5	第 1 1 項
失格事由	第 7 条の 2 第 1 7 項	第 7 条の 6	
罰金調整	第 7 条の 2 第 1 9 項	第 7 条の 7	第 1 項
裾切り	第 7 条の 2 第 2 0 項	第 7 条の 7	第 2 項
罰金調整後の通知	第 7 条の 2 第 2 1 項	第 7 条の 7	第 3 項
課徴金の納付義務	第 7 条の 2 第 2 2 項	第 7 条の 8	第 1 項
端数の切捨て	第 7 条の 2 第 2 3 項	第 7 条の 8	第 2 項
違反事業者が合併により消滅した場合の取扱い	第 7 条の 2 第 2 4 項	第 7 条の 8	第 3 項
特定事業承継	第 7 条の 2 第 2 5 項	第 7 条の 8	第 4 項
合併等に係る政令委任	第 7 条の 2 第 2 6 項	第 7 条の 8	第 5 項
課徴金納付命令の除斥期間	第 7 条の 2 第 2 7 項	第 7 条の 8	第 6 項
支配型私的独占に係る課徴金	第 7 条の 2 第 2 項	第 7 条の 9	第 1 項
排除型私的独占に係る課徴金	第 7 条の 2 第 4 項	第 7 条の 9	第 2 項
不当な取引制限等に対する課徴金の規定の準用（支配型私的独占）	新 設	第 7 条の 9	第 3 項
不当な取引制限等に対する課徴金の規定の準用（排除型私的独占）	新 設	第 7 条の 9	第 4 項
事業者団体の構成事業者に対する課徴金、課徴金の減免	第 8 条の 3	第 8 条の 3	
不公正な取引方法に係る課徴金における「違反行為期間」の定義	新 設	第 1 8 条の 2	第 1 項
不公正な取引方法に係る課徴金における「調査開始日」の定義	新 設	第 1 8 条の 2	第 2 項
共同の取引拒絶に係る課徴金	第 2 0 条の 2	第 2 0 条の 2	
差別対価に係る課徴金	第 2 0 条の 3	第 2 0 条の 3	
不当廉売に係る課徴金	第 2 0 条の 4	第 2 0 条の 4	
再販売価格の拘束に係る課徴金	第 2 0 条の 5	第 2 0 条の 5	
優越的地位の濫用に係る課徴金	第 2 0 条の 6	第 2 0 条の 6	
不当な取引制限等に対する課徴金の規定の準用	第 2 0 条の 7	第 2 0 条の 7	